

仕様書

1 件名

西栗栖こども園閉域接続型モバイルネットワークサービス調達

2 契約の範囲

本契約の範囲は、通信サービス・物品の提供、搬入据付、設計、既存ネットワーク機器との調整、CE ルータの設計・設定・導入作業、検査、保守及び本市に対する諸手続など、提供サービスの運用に必要な一切の業務を含むものとし、これらに要する費用はすべて契約金額に含まれるものとする。

3 通信サービス及び物品の賃貸借期間

本契約に基づくサービス提供期間は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までとする。

サービス利用開始日までに、本市による検収を完了し、機器及びサービスを引き渡すこと。なお、モバイルルータ及び CE ルータについては、買い取り又はレンタルのいずれの方式で提供しても構わないものとする。

4 期間終了後の扱い

通信サービスは、期間終了後に解約するか、1 年単位での継続利用契約とする。

モバイルルータをレンタル方式で提供する場合は、契約終了時に返却するか、継続レンタル契約を締結できるものとする。

5 利用環境

本モバイルサービスの利用拠点は、西栗栖こども園（所在地：兵庫県たつの市新宮町鍛冶屋 77 番地）とする。当該こども園に設置されている端末は、現在、フレッツ・VPN 回線を用いて LGWAN 接続系ネットワークに接続し、庁内システムを利用している。

本契約に基づくモバイルネットワークサービスにおいても、これまでと同様に LGWAN 接続系ネットワークへの接続環境を実現できることを必須要件とする。

また、当該住所において、実際に利用可能なキャリアのモバイル通信網を活用し、安定的に通信が行えること。

6 サービスの概要

インターネットを経由しない、セキュリティ性の高い閉域網接続によるモバイルアクセスを提供し、たつの市役所電算室とは広域イーサネット等を用いて閉域接続

すること。

7 提供物品の明細

項番	品名	数量
1	モバイル Wi-Fi ルータ（専用 SIM 含む）	1 台
2	AC アダプタ	1 個
3	クレードル（有線 LAN 接続が可能なもの）	1 個
4	CE ルータ	1 台

※提供するサービスの性質上、不要と判断される機器については、事前に本市と協議の上、削除して差し支えないものとする。

8 サービス仕様

(1) モバイル Wi-Fi ルータ＋専用 SIM

寸法	幅 140mm、高さ 120mm、厚さ 65mm 以内
重量	300g 以下
バッテリー容量	3,000mAh 以上
Wi-Fi 規格	2.4GHz/5GHz：IEEE802.11b/g/n/ac
最大通信速度	受信最大 150Mbps 以上 / 送信最大 50Mbps 以上
最大接続可能数	Wi-Fi：15 台 USB：1 台 以上

(2) 閉域接続型モバイルネットワークサービス

- ・インターネットを経由しないセキュリティ性の高い閉域網構成であること。
- ・モバイルネットワークは、LTE/4G 又は 5G を利用可能であること。
- ・使用可能な通信容量は、1 SIM あたり月間 50GB 以上であること。
- ・通信回線帯域は、100Mbps（ベストエフォート）以上であること。
- ・SIM カードについては、「標準 SIM」「microSIM」「nanoSIM」「マルチ SIM」のいずれかであること。
- ・月間のデータ通信容量を超過した場合は、上り／下り最大 128kbps 以上（ベストエフォート型）で通信が可能であること。
- ・通信機器に対し固定 IP（プライベートアドレス）で付与できること。固定 IP アドレスは、受注者の指定する範囲内で市が指定できること。

(3) 拠点通信回線

- ・専用線又は閉域網（広域イーサネット又は IP-VPN）で接続されること。
- ・通信回線帯域は、100Mbps（ベストエフォート）以上であること。
- ・通信経路は日本国内に限定し、海外を経由しない構成とすること。
- ・回線の引込先は、たつの市役所新館 3 階電算室とし、詳細な場所は本市と協

議の上、決定すること。

- ・契約終了後は、受注者の責任と負担において、回線の撤去を行うこと。

(4)CE ルータ

- ・10/100/1000BASE-T 対応のイーサネットポートを 5 ポート以上有すること。
- ・IP ルーティングテーブルにおいて、最大 4,000 経路以上が保持できること。
- ・スタティックルートを 50 以上設定可能であること。
- ・機器の設置場所は、たつの市役所新館 3 階電算室とし、詳細な場所は本市と協議の上、決定すること。
- ・本市 LGWAN 接続系ネットワークと閉域接続型モバイルネットワークサービス間において、双方向通信を実現可能な機能を備えていること。

9 保守及びサポート

- ・平日 9:00～17:00 に対応可能な問い合わせ窓口を設置すること。
- ・回線終端装置、CE ルータ及び SIM に故障・不具合が生じた場合、代替機の提供、又は同等の代替手段を講じること。ただし、利用者の過失に起因するもの、又は自然故障・経年劣化によるものは対象外とする。
- ・SIM の停止及び再発行が可能であること。

10 セキュリティ要件

- ・インターネットを通さない閉域網による接続であること。
- ・通信は暗号化されており、機器間での不正アクセス・盗聴等を防止する構成とすること。
- ・SIM 紛失・盗難時に、回線を中断することが可能であること。

1.1 利用状況の把握・管理

利用回線ごとの通信量を管理者が確認できる Web ポータルやレポート機能を有すること。

1.2 検収及び現地調査

引渡し時には、すべての機器の動作確認と接続テストを本市職員立会いの上、実施し、問題がないことをもって検収完了とする。

電波状況や通信可否に関する事前調査が必要な場合は、事前に本市と協議の上、現地確認を行うこと。

1 3 その他

- ・設置及び導入作業は、原則として平日の勤務時間内に実施するものとする。ただし、作業によって本市業務に著しい影響が生じるおそれがある場合は、本市と協議の上、作業時間を個別に調整するものとする。
- ・その他仕様書に記載のない事項については、受注者と本市が協議の上で決定するものとする。